

■ 「Quick けあ」 令和6年度介護報酬改定の対方針について

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。このたびの令和6年度介護報酬改定の対応方針について下記の通りご案内致します。

1. 介護報酬改定の施行日について

令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、介護報酬改定は4月と6月に分けて施行されます。

① 6月施行とするサービス（在宅の医療サービス系）

居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション

② 4月施行とするサービス

上記以外のサービスすべて

2. 現在の改定対応の状況について

現在（3月15日時点）、令和6年4月施行分の改定対応に必要なサービスコードが公開されていない状況です。

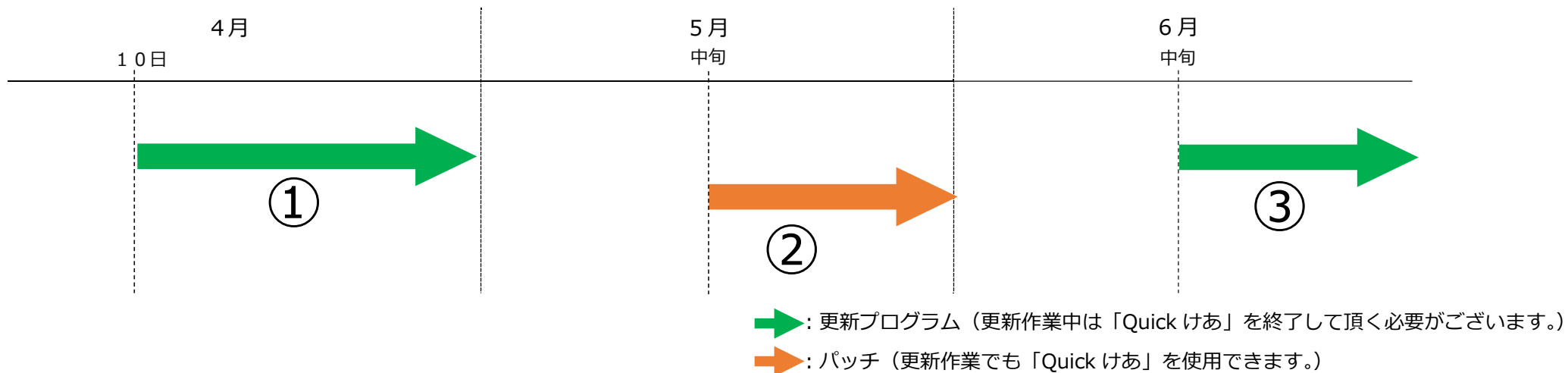
厚生労働省に問合せしたところ3月17日以降公開との回答を受けており、情報公開されてからの開発・検証期間を踏まえた結果お客様へのご提供時期を4月請求明け（10日以降～）順次とさせて頂くことになりました。何卒ご理解のほどよろしくお願い致します。

3. システムのアップデート時期および方法等について

お客様のご提供サービスに応じてアップデート時期および方法が異なります。準備が出来次第、順次個別にご案内をさせていただきます。

詳細につきましては、次ページをご確認頂きますようお願い致します。なお、訪問看護医療（オンライン請求含む）のアップデート時期等につきましては、方針が決定次第ご案内させていただきます。

【令和6年度介護報酬改定対応スケジュール】



No	アップデートが必要なお客様	アップデート時期	アップデート方法	内容
①	令和6年4月改定の対象サービスすべて	4月10日～下旬	更新プログラム (DB+アプリケーション)	令和6年4月改定分に対応致します。
②	居宅介護支援 介護予防支援 小規模多機能（複合型含む）	5月中旬～下旬	パッチ（DB更新のみ）	令和6年6月改定分のサービス利用票・提供票等の作成に対応致します。
③	令和6年6月改定の対象サービスすべて	6月中旬～下旬	更新プログラム (DB+アプリケーション)	令和6年6月改定分の介護報酬請求に対応致します。 <u>訪問看護医療の対応につきましては、方針が決定次第ご案内致します。</u>